

沼津市空家等対策計画改定支援業務委託 公募仕様書

1 背景と目的

近年の人口減少や少子高齢化、生活様式の多様化等の社会情勢の変化により、全国的に空き家が増加している。とりわけ長期間放置された空き家は、火災の危険性や倒壊のおそれ、安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしているものもあり、また、将来のまちづくりにも影響することが懸念されるなど、大きな社会問題になっている。

本市も例外なく空き家が増加傾向にあることから、令和2年3月に沼津市空家等対策計画（以下「第1次計画」という。）を策定し、基本的な方針のもと空き家対策に関する施策を進めているが、令和7年度に計画期間が終了する。

よって、本業務は、本市が第1次計画を改定するにあたり、第1次計画の評価や本市の現状等を踏まえた課題と方針の整理、施策提案、計画案の作成などの支援を行うことで、より効果的な空き家対策が実施される計画への改定に寄与することを目的とする。

2 業務内容

（1）実施計画書の作成

契約締結後、速やかに業務内容や実施体制、連絡体制、工程等をまとめた実施計画書を作成し、市の承認を得ること。

（2）第1次計画の評価

現状のデータを更新し、これまでの取り組み成果から課題の解決度合いを評価する。

（3）計画改定支援

① 各種方針等の整理

国・県の方針や本市の上位・関連計画等を把握して整理すること。

② 他自治体の事例研究

他自治体の事例を調査研究し、本市に有益な施策を抽出すること。

③ 課題と方針の整理

本市の現状や社会情勢等から課題と方針を整理すること。

④ 計画案等の作成

施策提案を行い、計画の骨子、計画案、要点をまとめた概要版を作成すること。

（4）各種会議等の支援

計画策定の検討過程において市が実施する各種会議等の支援を行うこと。

① 庁内検討会（2回予定）

会議資料の作成を行うこと。

② 沼津市空家等対策協議会（3回予定）

会議資料の作成と会議出席、会議録作成を行うこと。

③ パブリックコメント

資料の作成と寄せられた意見をもとに計画案の修正を行うこと。

(5) 自主提案業務

上記以外に、受託者が必要だと考える業務を提案して実施すること。

(6) 打合せ

本業務を円滑に遂行するために必要な打合せを月1回以上実施し、毎回の記録を作成すること。

(7) 業務報告書の作成

本業務の成果を取りまとめた業務報告書を作成すること。報告書は本編と資料編に分け、マイクロソフト社製のオフィスソフトウェアで編集可能なデータで作成すること。図面等で他のデータ形式を用いる場合は、事前に市担当者の了解を得ること。

3 成果品

(1) 業務報告書（A4版、ファイル綴じ（インデックス付き）） 2部

(2) 計画書 20部

(3) 概要版 50部

(4) 上記の電子データを記録したCD-R等 1部

※計画書と概要版の仕様は事前に市担当者と協議して確認を得ること。

4 再委託の制限等

(1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、金額その他再委託先に対する管理方法等について、事前に市の承認を受けなければならない。

5 資料の貸与

本業務に必要な下記資料について貸与する。これらは市の了解なく公表しないものとし、業務完了後は速やかに返却すること。これら以外で市が所有している資料は可能な限り提供するが、市から提供のない資料は受託者がその責任のもとに収集すること。

(1) 令和6年度 沼津市空家等実態調査業務委託 報告書

(2) 令和元年度 沼津市空家等対策計画策定業務委託 報告書

(3) 平成30年度 沼津市空き家等実態調査業務委託 報告書

6 その他の留意事項

- (1) 本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。
- (2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解した上で、誠意をもって業務を遂行するものとする。
- (3) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、本業務で得られた資料及び成果を委託者の許可なく、外部に貸与並びに使用させてはならない。なお、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法及び関係法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。
- (4) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、市及び受託者が協議の上、定めるものとする。
- (5) 受託者は、業務が完了したとき、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を講ずるものとする。
- (6) 作業過程において、疑義を生じた場合は、すみやかに市と協議し、その指示を受けなければならない。
- (7) 成果品の中で他の文献、資料等を引用した場合は、出典名を報告書に記載すること。
- (8) 本市の現状や予算規模に即した施策を提案すること。